

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	人権施策推進課
-----	---------

担当係	人権啓発係
-----	-------

連絡先	058-272-8250
-----	--------------

相談窓口名	県人権啓発センター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	人権に関するお悩みを抱えている方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	人権に関するお悩みを抱えている方への相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関の紹介を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:00～17:00				
相談先	県人権啓発センター				
相談方法	電話・郵便・メール・対面				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・県人権啓発センター (058-272-8252)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	人権施策推進課
-----	---------

担当係	人権啓発係
-----	-------

連絡先	058-272-8250
-----	--------------

相談窓口名	みんなの人権110番				
	関連HP	法務局ホームページ			
対象者	人権に関するお悩みを抱えている方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	人権に関するお悩みを抱えている方に対し、法務局職員又は人権擁護委員による相談を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
相談先	最寄りの法務局				
相談方法	電話・対面				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・みんなの人権110番 (0570-003-110)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	人権施策推進課
-----	---------

担当係	人権啓発係
-----	-------

連絡先	058-272-8250
-----	--------------

相談窓口名	子どもの人権110番				
	関連HP	法務局ホームページ			
対象者	子どもをめぐる人権問題を抱えている方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	子どもをめぐる人権問題でお困りの方に対し、法務局職員又は人権擁護委員による相談を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
相談先	最寄りの法務局				
相談方法	電話・対面				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・子どもの人権110番 (0120-007-110)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	人権施策推進課
担当係	人権啓発係
連絡先	058-272-8250

相談窓口名	女性の人権ホットライン				
	関連HP	法務局ホームページ			
対象者	女性をめぐると人権問題を抱えている方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	女性をめぐると人権問題でお困りの方に対し、法務局職員又は人権擁護委員による相談を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
相談先	最寄りの法務局				
相談方法	電話・対面				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・女性の人権ホットライン (0570-070-810)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	人権施策推進課
-----	---------

担当係	人権啓発係
-----	-------

連絡先	058-272-8250
-----	--------------

相談窓口名	外国語人権相談ダイヤル				
	関連HP	法務局ホームページ			
対象者	外国人をめぐる人権問題を抱えている方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	外国人をめぐる人権問題でお困りの方に対し、法務局職員又は人権擁護委員による相談を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:00～17:00				
相談先	最寄りの法務局				
相談方法	電話・対面				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・外国語人権相談ダイヤル (0570-090-911)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	人権施策推進課
-----	---------

担当係	人権啓発係
-----	-------

連絡先	058-272-8250
-----	--------------

相談窓口名	インターネット人権相談				
	関連HP	法務局ホームページ			
対象者	人権に関するお悩みを抱えている方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	人権に関するお悩みを抱えている方のインターネットでの人権相談を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:00～17:00				
相談先	最寄りの法務局				
相談方法	インターネット				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・ 岐阜地方法務局 (058-245-3181)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	高齢福祉課
担当係	事業者指導係
連絡先	058-272-8298

相談窓口名	岐阜県高齢者権利擁護センター				
	関連HP	岐阜県高齢者権利擁護センターホームページ			
対象者	高齢者ご本人やそのご家族の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	高齢者の権利を守り、養護者の負担を軽減するため、高齢者が利用できる制度（成年後見制度等）について、専任の社会福祉士による相談支援を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:00～17:00				
相談先	岐阜県高齢者権利擁護センター				
相談方法	電話・FAX・メール・対面				
相談時注意点	メールでのお問い合わせは上記HP内お問い合わせフォームから				
問合せ先	・岐阜県高齢者権利擁護センター 電話：058-273-1194 FAX：058-277-7217 〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階 一般社団法人 岐阜県社会福祉士会 事務所内				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	高齢福祉課
担当係	事業者指導係
連絡先	058-272-8298

相談窓口名	各市町村の高齢者虐待相談窓口				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	高齢者ご本人や養護者、高齢者虐待を発見した方など	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>介護の負担から「つい口が悪くなってしまう」「手が出そうになったことがある」といった、虐待に繋がりがねない状況から、高齢者ご本人や養護者を守るため、高齢者虐待防止法に基づきお住いの市町村が相談支援を実施。また、家庭や施設で高齢者虐待を発見した際には、速やかに通報することが必要となるため、虐待に関する通報に対しても対応。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	お住いの市町村による				
相談先	お住いの市町村				
相談方法	電話				
相談時注意点	匿名の通報とすることも可能です。相談・通報はためらわないでください。				
問合せ先	・お住いの市町村が設置する窓口（上記、関連HPを参照）				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	障害福祉課
担当係	社会参加推進係
連絡先	058-272-8309

相談窓口名	障がい者110番事業				
	関連HP	なし			
対象者	障がいのある方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>障がい者の方からの法律相談に関する相談、人権擁護に関する相談その他必要な相談に対し、専門的立場から助言を実施。</p> <p>必要に応じて、ハローワークや病院に付き添うほか、弁護士及び医師と契約し、専門相談に応じることができるようにしている。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:00~16:00				
相談先	(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会				
相談方法	電話				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> (一社) 岐阜県手をつなぐ育成会 (058-253-1881) 				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	障害福祉課
担当係	社会参加推進係
連絡先	058-272-8309

相談窓口名	アクティブG障がい児（者）相談コーナー				
	関連HP	なし			
対象者	障がいのある方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	J R 岐阜駅において、土曜日、日曜日及び祝日に障がい児（者）の相談コーナーを設置し、障がい者や介助者からの法律に関する相談、人権擁護に関する相談、生活支援等の相談に対し、ピアカウンセラーを中心に専門的立場から助言を実施する。				
対応期間	全期間				
対応時間	土日祝日のみ 11:00～18:00				
相談先	アクティブG障がい児（者）相談コーナー				
相談方法	電話・対面				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・アクティブG障がい児（者）相談コーナー（058-266-7455）				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	障害福祉課
担当係	地域生活支援係
連絡先	058-272-8302

相談窓口名	岐阜県障害者権利擁護センター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	虐待を受けた障がいのある方、虐待を発見した方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>障がい者の方の虐待対応の窓口として、専門員による相談支援を実施。相談内容に応じて、虐待を受けた障がいのある方に対する自立支援、養護者に対する支援を実施。</p> <p>また、障がいのある方に対する虐待の早期発見、虐待防止の取組として研修等の啓発活動を行う。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	24時間365日対応				
相談先	岐阜県障害者権利擁護センター				
相談方法	電話・メール				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・岐阜県障害者権利擁護センター（上記関連HPを参照）				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	障害福祉課
担当係	地域生活支援係
連絡先	058-272-8302

相談窓口名	市町村障害者虐待防止センター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	虐待を受けた障がいのある方、虐待を発見した方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>障がい者の方の虐待対応の窓口として、専門員による相談支援を実施。相談に応じて、虐待を受けた障がいのある方に対する保護や自立支援、養護者に対する支援を実施。</p> <p>また、障がいのある方に対する虐待の早期発見、虐待防止の取組を行う。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	お住いの各市町村による				
相談先	お住いの市町村				
相談方法	電話・メール				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・お住いの市町村が設置する窓口（上記、関連HPを参照）				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	障害福祉課
担当係	社会参加推進係
連絡先	058-272-8309

相談窓口名	岐阜県障がい者差別解消支援センター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	障がい者を理由とする差別に悩んでいる方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>福祉分野における専門的知識と経験を有し、相談支援を専門とする社会福祉士（国家資格）が広域専門相談員として障がい者差別に関する高度・専門的な相談に対応。</p> <p>【相談窓口】（上記、関連HPを参照） 岐阜県障がい者差別解消支援センター 〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2-1 岐阜県福祉・農業会館 6階 電話：058-215-9747 FAX：058-277-7217 H P: https://www.gifu-kaisho.jp/cnt/</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:00～17:00				
相談先	岐阜県障がい者差別解消支援センター				
相談方法	電話・メール				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・岐阜県障がい者差別解消支援センター（058-215-9747）				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	学校安全課
担当係	教育相談係
連絡先	058-271-3328

相談窓口名	子どもSOS24電話相談窓口				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒及び保護者の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	いじめなどの悩みを抱える児童生徒や保護者の方の気持ちを受け止め、悩み等の解決を図るため、電話相談に夜間・休日・祝日も含め24時間体制の相談支援を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間				
相談先	子どもSOS24電話相談窓口				
相談方法	電話				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・ 県教育委員会 学校安全課教育相談係 (058-271-3328)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	学校安全課
担当係	教育相談係
連絡先	058-271-3328

相談窓口名	教育相談ほほえみダイヤル電話相談窓口				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒及び保護者の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	いじめなどの悩みを抱える児童生徒や保護者の方の気持ちを受け止め、悩み等の解決を図るため、各教育事務所において相談支援を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:30～16:15				
相談先	各教育事務所が設置する相談窓口				
相談方法	電話				
相談時注意点	携帯電話からは相談不可				
問合せ先	・ 県教育委員会 学校安全課教育相談係 (058-271-3328)				

[相談窓口]

⑮人権侵害

担当課	学校安全課
担当係	教育相談係
連絡先	058-271-3328

相談窓口名	中高生SNS相談@岐阜				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の生徒	対象年齢	中高生	匿名対応	○
相談窓口概要	県内の中学生・高校生段階の生徒を対象に、LINEを活用した相談支援を実施。				
対応期間	5月5日～14日、8月21日～9月3日、1月5日～14日、3月22日～3月31日				
対応時間	17:00～22:00				
相談先	県が設置するLINE相談窓口				
相談方法	LINE				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・県教育委員会 学校安全課教育相談係 (058-271-3328)				